

議案第五号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和四十五年杉並区条例第二十五号）の
一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「定員」の下に「（規則で定める学童クラブにあつては、当該学
童クラブを実施する施設の規模その他の事情を考慮して別に定める基準）」を加える。

別表二杉並区立荻窪児童館の項中「杉並区荻窪二丁目四〇番一号」を「杉並区荻窪二丁
目四〇番二号」に改める。

附 則

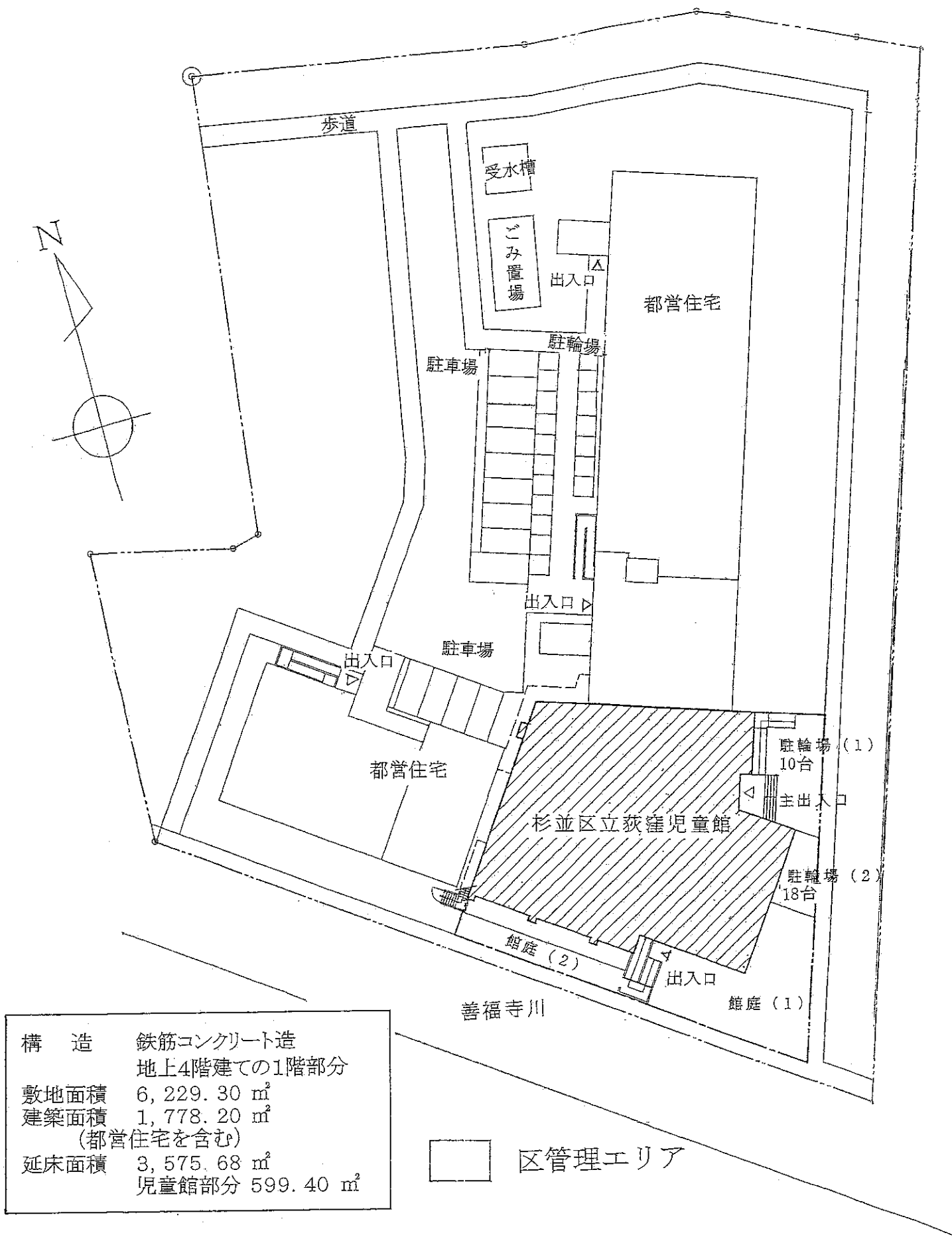
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表二の改正規定は、規則で
定める日から施行する。

（提案理由）

学童クラブの利用承認の限度を拡大するとともに、荻窪児童館の位置を変更する必要が
ある。

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例（抄）

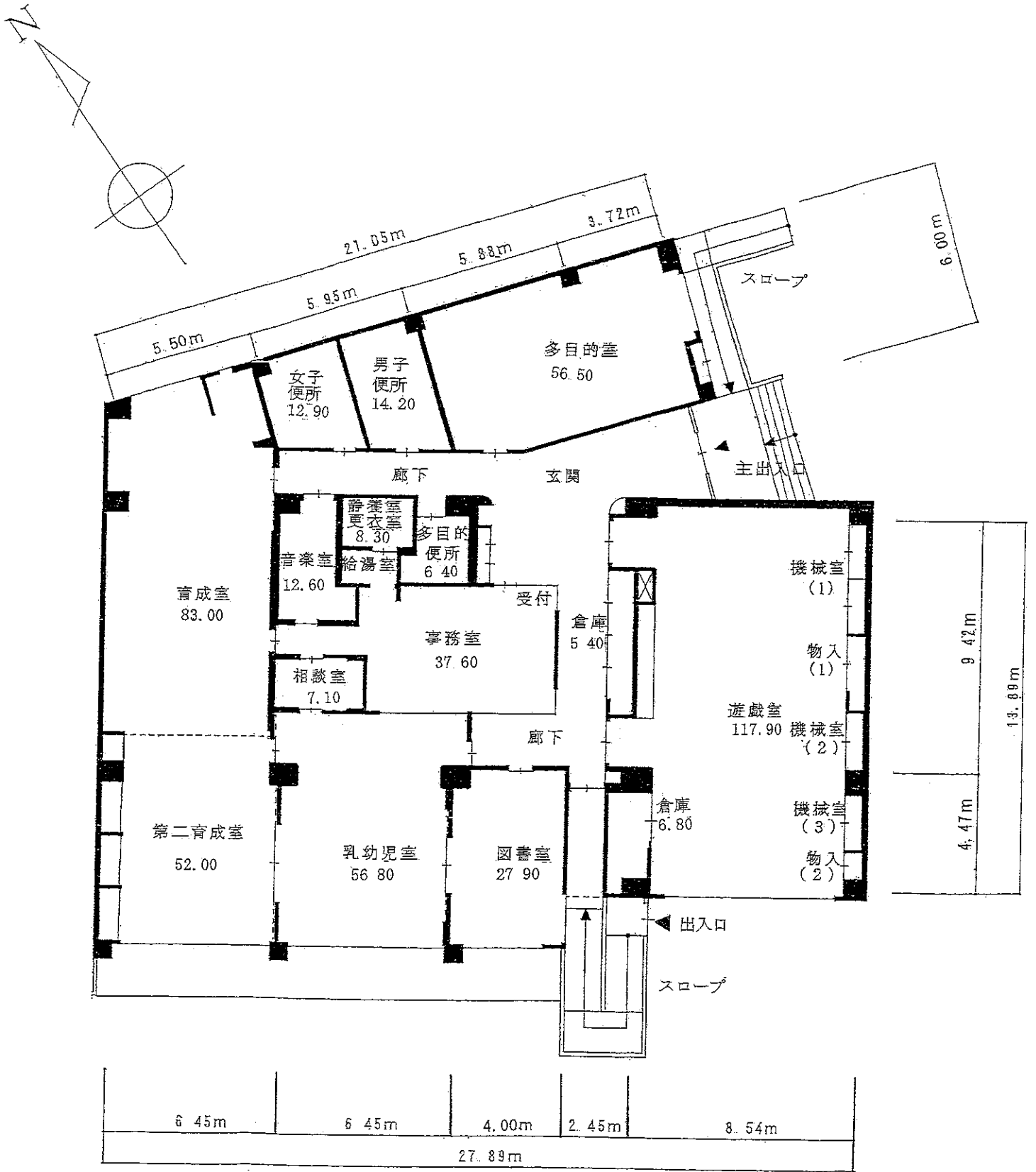
新 条 例	旧 条 例
<p>（利用の手続等） 第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、前項各号に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブの利用の承認を与えないことができる。</p> <p>一 児童クラブの利用の承認を受けた者が定員（規則で定める児童クラブにあつては、当該児童クラブを実施する施設の規模その他の事情を考慮して別に定める基準）に達しているとき。</p> <p>二 略</p>	<p>（利用の手続等） 第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、前項各号に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブの利用の承認を与えないことができる。</p> <p>一 児童クラブの利用の承認を受けた者が定員</p> <p>に達しているとき。</p> <p>二 略</p>



構造	鉄筋コンクリート造
	地上4階建ての1階部分
敷地面積	6,229.30 m ²
建築面積	1,778.20 m ²
	(都営住宅を含む)
延床面積	3,575.68 m ²
	児童館部分 599.40 m ²

□ 区管理エリア

配置図 縮尺 S=1/500



1階平面図

縮尺 S = 1 / 200